

令和7年6月27日

港区長 清家 愛 様

港区子ども・子育て会議
会長 澁谷 昌史

答 申

令和5年8月23日付5港子子政第1092号で諮問を受けた港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の評価及び次期の総合的な子ども計画の策定及び子ども政策を推進していくために必要な事項について、当会議において活発な議論と慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

この答申に基づき、港区子ども・若者・子育て総合支援計画の円滑な推進を図り、本計画のめざす姿とする「未来を担う全ての子どもが、生育環境にかかわらず健やかに成長し、幸福な生活ができる地域共生社会」の実現に向け、保護者が子育てについて第一義的な責任を有するという基本的認識の下、更なる子ども・若者・子育て支援の充実に取り組まれるよう、要望いたします。

記

1 令和4年度及び令和5年度港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の評価について

令和4年度及び令和5年度港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を確認した結果、遅延又は未実施の事業はほぼなかったと考えられるが、成果指標が設定されていないことから、客観的な視点から評価することが困難であった。

その点、港区子ども・若者・子育て総合支援計画（令和7年度～令和11年度）においては、めざす姿の実現に向けて、計画の進捗状況を適正に評価するため、計画全体及び各基本方針に成果指標及び数値目標を設定し、達成状況を測れるように改善したことは評価できる。

本計画を広く区民に周知し、区民等の理解を深めるとともに、計画期間の中間年度及び最終年度には、これらの指標を活用して進捗状況を適正に点検・評価することで、更なる施策や事業の充実につなげ、本計画がめざす姿の実現に向けて取り組まれない。

2 全ての子どもが健やかに成長でき、子どもを安心して生み育てるための切れ目のない子ども・子育て支援の実現に向けた課題を踏まえ、次期の総合的な子ども計画の策定及び子ども政策を推進していくために必要な意見について

（1）全ての子どもの権利を擁護し、一人ひとりの健やかな成長、発達及び自立が保障された環境づくりを推進すること。

ア 子どもの年齢及び発達の程度に応じて、全ての子どもが自ら意思や意見を表明する機会を確保し、子どもの最善の利益を第一に考えた子ども・子育て施策に取り組むこと。

イ 子どもに対する虐待の未然防止や、ヤングケアラーの早期把握及び適切な支援の実施に向け、関係機関や民間団体等と連携を図るとともに、必要とする家庭に支援が行き届くよう、子どもを含む区民や地域への周知・啓発を推進すること。

- (2) 子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進し、子どもの心身ともに健やかな育ちを支援すること。
- ア 学童クラブに入会できない児童がいることから、地域の需要に応じた定員拡大に取り組むこと。
 - イ 放課後児童支援員等の研修の充実や処遇改善、企業や地域人材と連携した体験学習の導入などにより、学童クラブ事業の質の向上を図ること。
 - ウ 中学生や高校生世代の居場所として、児童館及び子ども中高生プラザ等の利活用を促進すること。
 - エ 高校生世代等の若者で、家庭や学校などが居場所と感じられない人に対し、安心してひとりで過ごせる居場所を新たに提供すること。
- (3) 子育てに関する相談ができる場の提供、一時預かり事業の充実などにより、在宅子育て家庭を含む全ての子育て家庭の必要性に応じて、妊娠から子育て期を通じた切れ目のない支援を行い、孤独感や子育ての負担の軽減を図るとともに、希望する数の子どもを安心して生み育てることができる環境を確保すること。
- (4) 子育てを社会全体で支える仕組みを整備し、地域で安全・安心に子育てができる環境づくりを推進すること。
- ア 地域や子ども・若者・子育て支援に関わる団体等との密接な連携を図りながら、一体的に子ども・若者・子育て支援に取り組むこと。
 - イ 仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを支援するため、企業等への各種制度の情報提供や講座・セミナーの開催等により、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進すること。
- (5) 教育・保育需要の動向を踏まえた適切な定員管理を行うとともに、全ての子育て世帯が希望する教育・保育を受けられる体制を整備すること。
- ア 既存の幼稚園、保育園等が、教育・保育の質を維持・向上させながら、入園を希望する家庭が安心して幼稚園、保育園等を利用できるよう適切な定員管理を行うこと。
 - イ 一時預かりや病児・病後児保育等の多様な保育サービスを充実し、子育てと就労の両立など、子育て世帯の様々なニーズに対する支援を行うこと。
- (6) 質の高い教育・保育を提供するために必要な支援や対策を行うこと。
- ア 教育・保育施設に対する適切な助言・指導を通して、職員の更なる専門知識やスキルの向上を推進するため、研修の充実について支援すること。
 - イ 園庭の設置が原則であることを踏まえ、園庭のない保育園について、外遊びとして活用できる区有施設の拡充や、季節や天候に関わらず安全に遊べる場の確保など、あらゆる資源を活用した取組を推進し、子どもが安全に安心して遊びながら育つ機会を確保すること。
- (7) 特別な支援が必要な子どもの状況に応じて、一人ひとりの子どもに対して適切な支援が行える体制の更なる強化を図ること。
- ア 教育・保育施設職員の障害児・個別的配慮児への対応力の向上を図るため、専門性の高い職員や支援員の配置を行うこと。
 - イ 職員の研修の充実を図るとともに、研修に参加しやすい環境づくりをさらに推進すること。